

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号)

最終改正：平成二八年二月五日厚生労働省令第一四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十二条第一項第二号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 訪問介護

第一節 基本方針(第四条)

第二節 人員に関する基準(第五条・第六条)

第三節 設備に関する基準(第七条)

第四節 運営に関する基準(第八条—第三十九条)

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準(第四十条—第四十三条)

第三章 訪問入浴介護

第一節 基本方針(第四十四条)

第二節 人員に関する基準(第四十五条・第四十六条)

第三節 設備に関する基準(第四十七条)

第四節 運営に関する基準(第四十八条—第五十四条)

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準(第五十五条—第五十八条)

第四章 訪問看護

第一節 基本方針(第五十九条)

第二節 人員に関する基準(第六十条・第六十一条)

第三節 設備に関する基準(第六十二条)

第四節 運営に関する基準(第六十三条—第七十四条)

第五章 訪問リハビリテーション

第一節 基本方針(第七十五条)

第二節 人員に関する基準(第七十六条)

第三節 設備に関する基準(第七十七条)

第四節 運営に関する基準(第七十八条—第八十三条)

第六章 居宅療養管理指導

- 第一節 基本方針(第八十四条)
- 第二節 人員に関する基準(第八十五条)
- 第三節 設備に関する基準(第八十六条)
- 第四節 運営に関する基準(第八十七条—第九十一条)

第七章 通所介護

- 第一節 基本方針(第九十二条)
- 第二節 人員に関する基準(第九十三条・第九十四条)
- 第三節 設備に関する基準(第九十五条)
- 第四節 運営に関する基準(第九十六条—第一百五条)
- 第五節 削除
- 第六節 基準該当居宅サービスに関する基準(第一百六条—第一百九条)

第八章 通所リハビリテーション

- 第一節 基本方針(第一百条)
- 第二節 人員に関する基準(第一百一十一条)
- 第三節 設備に関する基準(第一百十二条)
- 第四節 運営に関する基準(第一百十三条—第一百九条)

第九章 短期入所生活介護

- 第一節 基本方針(第一百二十条)
- 第二節 人員に関する基準(第一百二十一条・第一百二十二条)
- 第三節 設備に関する基準(第一百二十三条・第一百二十四条)
- 第四節 運営に関する基準(第一百二十五条—第一百四十条)
- 第五節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

- 第一款 この節の趣旨及び基本方針(第一百四十条の二・第一百四十条の三)
- 第二款 設備に関する基準(第一百四十条の四・第一百四十条の五)
- 第三款 運営に関する基準(第一百四十条の六—第一百四十条の十三)

第六節 削除

第七節 基準該当居宅サービスに関する基準(第一百四十条の二十六—第一百四十条の三十二)

第十章 短期入所療養介護

- 第一節 基本方針(第一百四十一条)
- 第二節 人員に関する基準(第一百四十二条)
- 第三節 設備に関する基準(第一百四十三条)
- 第四節 運営に関する基準(第一百四十四条—第一百五十五条)
- 第五節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針(第百五十五条の二・第百五十五条の三)

第二款 設備に関する基準(第百五十五条の四)

第三款 運営に関する基準(第百五十五条の五—第百五十五条の十二)

第十一章 削除

第十二章 特定施設入居者生活介護

第一節 基本方針(第百七十四条)

第二節 人員に関する基準(第百七十五条・第百七十六条)

第三節 設備に関する基準(第百七十七条)

第四節 運営に関する基準(第百七十八条—第百九十二条)

第五節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針(第百九十二条の二・第百九十二条の三)

第二款 人員に関する基準(第百九十二条の四・第百九十二条の五)

第三款 設備に関する基準(第百九十二条の六)

第四款 運営に関する基準(第百九十二条の七—第百九十二条の十二)

第十三章 福祉用具貸与

第一節 基本方針(第百九十三条)

第二節 人員に関する基準(第百九十四条・第百九十五条)

第三節 設備に関する基準(第百九十六条)

第四節 運営に関する基準(第百九十七条—第二百五条)

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準(第二百五条の二・第二百六条)

第十四章 特定福祉用具販売

第一節 基本方針(第二百七条)

第二節 人員に関する基準(第二百八条・第二百九条)

第三節 設備に関する基準(第二百十条)

第四節 運営に関する基準(第二百十一条—第二百十六条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下

「法」という。)第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十条、第四十一条、第五十条第四号(第五十八条において準用する場合に限る。)、第五十五条、第五十六条、第六十条、第七十条、第三十条第六項(第四十条の三十二において準用する場合に限る。)、第四十条の二十七、第四十条の二十八、第九十五条(第六十条において準用する場合に限る。)及び第二百五条の二の規定による基準
- 二 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十条の三十一第一項第一号及び第二項第一号ロの規定による基準
- 三 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項(第四十三条、第五十八条、第九十条及び第六十条において準用する場合に限る。)、第九条(第四十三条、第五十八条、第九十条、第四十条の三十二及び第六十条において準用する場合に限る。)、第三十三条(第四十三条、第五十八条、第九十条、第四十条の三十二及び第六十条において準用する場合に限る。)、第三十七条(第四十三条、第五十八条、第四十条の三十二及び第六十条において準用する場合に限る。)、第四十二条の二、第四十条の二(第九十条において準用する場合に限る。)、第二十五条第一項(第四十条の三十二において準用する場合に限る。)、第二十八条第四項及び第五項(第四十条の三十二において準用する場合に限る。)並びに第三十条第七項(第四十条の三十二において準用する場合に限る。)の規定による基準
- 四 法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第四十条の二十九の規定による基準
- 五 法第七十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条、第六条、第四十五条、第四十六条、第五十条第四号、第六十条、第六十一条、第七十六条、第八十五条、第九十三条、第九十四条、第一百一十一条、第二百一十一条、第二百二十二条、第三十条第六項、第四十条の八第七項、第四十条の十一の二第二項及び第三項、第四十二条、第五十五条の十の二第二項及び第三項、第七十五条、第七十六条、第九十二条の四、第九十二条の五、第九十四条、第九十五条、第二百八条並びに第二百九条の規定による基準

六 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第一百十二条第一項、第二百二十四条第三項第一号及び第六項第一号ロ、第四百十条の四第六項第一号イ(3)(床面積に係る部分に限る。)、第四百十三条第一項第一号(療養室に係る部分に限る。)、第二号(病室に係る部分に限る。)、第三号(病室に係る部分に限る。))及び第四号イ(病室に係る部分に限る。)、第一百五十五条の四第一項第一号(療養室に係る部分に限る。))及び第二号から第四号まで(病室に係る部分に限る。)、附則第三条(第二百二十四条第六項第一号ロに係る部分に限る。)、附則第八条並びに附則第十二条の規定による基準

七 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第一項(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第一百五十五条、第一百九十九条、第二百五十条及び第二百六十六条において準用する場合を含む。)、第九条(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第一百五十五条、第一百五十五条の十九、第一百九十九条、第四百十条(第四百十条の十三において準用する場合を含む。))、第一百五十五条(第一百五十五条の十二において準用する場合を含む。))、第二百五十条及び第二百六十六条において準用する場合を含む。)、第二十五条、第三十三条(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第一百五十五条、第一百九十九条、第四百十条(第四百十条の十三において準用する場合を含む。))、第一百五十五条(第一百五十五条の十二において準用する場合を含む。))、第九十二条、第九十二条の十二、第二百五十条及び第二百六十六条において準用する場合を含む。)、第三十七条(第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第一百九十九条、第四百十条(第四百十条の十三において準用する場合を含む。))、第一百五十五条(第一百五十五条の十二において準用する場合を含む。))、第九十二条、第九十二条の十二、第二百五十条及び第二百六十六条において準用する場合を含む。)、第六十九条(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。)、第七十一条、第四百十条の二、第一百五十五条の八第一項、第二百五十条第一項(第四百十条の十三及び第一百五十五条(第一百五十五条の十二において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第二百二十八条第四項及び第五項、第三百三十条第七項、第四百十条の七第六項及び第七項、第四百十条の八第八項、第四百四十六条第四項及び第五項、第四百四十八条(第一百五十五条の十二において準用する場合を含む。))、第一百五十条第六項、第一百五十五条の六第六項及び第七項、第一百五十五条の七第七項、第一百七十八条第一項から第三項まで、第一百七十九条第一項(第九十二条の十二において準用する場合を含む。))及び第二項(第九十二条の十二において準用する場合を含む。))、第八十三条第四項(第九十二条の十二において準用する場合を含む。))及び第五項(第九十二条の十二において準用する場合を含む。))並びに第九十二条の七第一項から第三項までの規定による基準

八 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第二百二十三条(第四百十条の五において

準用する場合を含む。)の規定による基準

九 法第四十二条第一項第二号又は第七十四条第一項若しくは第二項の規定により、法第四十二条第二項各号及び第七十四条第三項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 居宅サービス事業者 法第八条第一項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。
- 二 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。
- 三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- 四 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)をいう。
- 五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。
- 六 基準該当居宅サービス 法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。
- 七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第八章 通所リハビリテーション

第一節 基本方針

(基本方針)

第百十条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション(以下「指定通所リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第百十一条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。)ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「通所リハビリテーション従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数
 - 二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数
- イ 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者(当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準第百七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準第百六条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が十人以下の場合、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間」という。)を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハ

ハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

- ロ イに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百又はその端数を増すごとに一以上確保されていること。
- 2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第二号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。
 - 一 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。
 - 二 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに一年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、〇・一以上確保されること。
- 3 第一項第一号の医師は、常勤でなければならない。
- 4 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百十七条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三節 設備に関する基準

(設備に関する基準)

- 第百十二条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、三平方メートルに利用定員(当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。)を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。
- 2 指定通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えな

ければならない。

- 3 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百十八条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(指定通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第百十三条 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第百十四条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- 二 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。
- 四 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第百十五条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者(以下「医師等の従業者」という。)は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及

びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

- 2 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。
- 6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十一条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者等の責務)

第百十六条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

- 2 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第百十七条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定通所リハビリテーションの利用定員

- 五 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービス利用に当たっての留意事項
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第百十八条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第百十八条の二 指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 通所リハビリテーション計画
- 二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第百十九条 第八条から第十三条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条、第三十三条、第三十五条から第三十八条まで、第六十四条、第九十六条及び第百一条から第百三条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第百十七条」と、第十三条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。